

総合計画について

地方自治法 第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

平成23年8月1日 地方自治法の一部を改正する法律施行

基本構想の策定を義務付けていた規定が廃止

- ・ 総合計画の体系や記載内容は、自治体によってさまざま
- ・ 鯖江市のように、総合計画自体がない自治体も

平成26年12月27日 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」
「まち・ひと・しごと創生総合戦略」閣議決定
自治体における人口ビジョン・総合戦略の策定が努力義務に

大野市総合戦略（抜粋）

1. 基本的な考え方

(2) 総合戦略の位置づけと総合計画との関係

現在、第五次大野市総合計画後期基本計画の策定を進めていますが、総合戦略はこのうち、人口減少対策に主眼を置いた計画として位置付けられます。

第五次大野市総合計画後期基本計画に記載する事業のうち、人口減少対策と捉えられる事業を総合戦略に位置付ける こととします。

その上で、特に重点的・優先的に進める事業を抽出しながら、大野市の地域特性を踏まえた人口減少対策の考え方を明確にします。

(3) 総合戦略の対象期間

大野市総合戦略の対象期間は、平成27年度～平成31年度までの5年間とします。

(4) 目指すべき将来像

総合計画に掲げる将来像「**ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち**」を目指して、多様な取り組みを進めていきます。

また、具体的な将来目標人口としては、平成31年（2019年）に定住人口32,100人、平成52年（2040年）に定住人口27,000人とすることを目指します。

総合計画・総合戦略の期間について

